

タイの司法裁判所：制度改革の動向

今泉慎也

要旨

本稿では、タイの司法裁判所制度における近年の制度改革の動向と司法の実態を分析するため、次の作業を行った。第1は、2001年以降の事件数の推移について、最高裁判所、控訴裁判所、第一審裁判所の3つのレベルで、パフォーマンスの変化を概観した。第2に、タイの司法裁判所の特色である「特別専門裁判所」（具体的には、少年家族裁判所、労働裁判所、知的財産国際取引裁判所、破産裁判所、租税裁判所の5種類）に関する制度改革の動向を検討した。これら裁判所において採用されている外部有識者を裁判手続に加える補助裁判官制度について、その資格要件の厳格化や選出手続の整備が進んできたこと、これら裁判所の判決・命令に対する上訴が従来の最高裁判所に対して直接行われる従来の制度設計から、新設された「特別専門事件控訴裁判所」で一括して処理する方式へと変更され、最高裁判所の機能が変化しつつあることを確認した。

キーワード

タイ 司法裁判所 裁判官 司法改革

はじめに

一般に、民主化や経済成長・経済危機など政治・経済・社会の変化に応じて、司法制度が直面する課題も変化する。「法の支配」(Rule of Law)はグッドガバナンスの重要な要素として位置付けられており、司法の独立性の強化や司法アクセスの拡大が、民主化後の制度改革における課題として取り上げられることも多い。実際にアジア諸国においても民主化に伴う制度改革、あるいは経済危機を背景とする制度改革のなかで、司法制度改革への取り組みが多くの開発途上国において進められてきた(小林・今泉2002)。

タイの場合、裁判制度は1997年憲法のもとで大きく変化した。1997年憲法は、筆者はいくつかの論考(今泉2002)でその改革の動向を検討したが、本稿ではその後の改正を盛り込んで考察する。具体的には、タイの司法裁判所制度における近年の制度改革の動向と司法の実態を分析するため、次の作業を行った。第1は、2001年以降の事件数の推移について、最高裁判所、控訴裁判所、第一審裁判所の3つのレベルで、パフォーマンスの変化を概観した。第2に、タイの司法裁判所の特色である「特別専門裁判所」(具体的には、少年家族裁判所、労働裁判所、知的財産国際取引裁判所、破産裁判所、租税裁判所の5種類)に関

係する制度改革の動向を検討した。これら裁判所において採用されている外部有識者を裁判手続に加える補助裁判官制度について、その資格要件の厳格化や選出手続の整備が進んできたこと、これら裁判所の判決・命令に対する上訴が従来最高裁判所に対して直接行われる従来の制度設計から、新設された「特別専門事件控訴裁判所」で一括して処理する方式へと変更され、最高裁判所の機能が変化しつつあることを確認した。

## 第1節 司法裁判所の構造と実態

司法裁判所の組織・手続など法的枠組みを定める法令としては、憲法、法律および各裁判所が定める手続規則などがある。司法裁判所に関する法律としては、司法裁判所規程、司法裁判所司法系公務員法、司法裁判所運営法といった法律があるほか、民事訴訟法典、刑事訴訟法典などの基本的な法典が存在する。

タイにおける近代的な司法制度は、19世紀末に始まる近代化政策のもとで整備されたものである。19世紀末に司法省が新設され、当時さまざまな行政機関の下に分散していた既存の裁判所を司法省の下に統合することで現在の司法裁判所が生まれた。同時に司法省の下で外国人法律顧問の協力を得て法典編纂が進められた点は日本の経験と共通している。

司法裁判所による一元的な司法は100年余り続いたが、司法裁判所によるいわば司法の独占は1997年タイ王国憲法（以下、1997年憲法）の下での制度改革によって大きく揺り動かされることとなる。1990年代の民主化・政治改革運動の下で制定された1997年憲法は、司法裁判所とは独立の行政裁判所制度や憲法裁判機関として憲法裁判所を創設した。これによって、タイはドイツ、フランスなど欧州大陸法諸国にみられる多元的な司法制度へと移行したのである。しかしながら、裁判所と裁判官の数で司法裁判所は圧倒的な規模を持っており、司法サービスの主要な提供者となっている。

### 1. 司法裁判所制度の概観

司法裁判所規程は、司法裁判所の組織を定める基本的な法律である。議会制定法であるが、「司法裁判所規程」という特別の名称を与えられている。司法裁判所規程公布法という法律により制定・公布され、司法裁判所規程改正法によって改正されるのが通例である。

司法裁判所は、法律に別段の定めがある場合を除き、最高裁判所、控訴裁判所、第一審裁判所の3つの層で構成される（司法裁判所規程第3条）。

最高裁判所はバンコクに1カ所置かれる。タイの最高裁判所は、60-70人の裁判官が配属されている点で、日本やアメリカの最高裁と役割が異なっている。

控訴裁判所（Court of Appeal）は、元々はバンコクに1カ所置かれていたが、上訴事件数

の増加に対応するため、1989年の法律で全国の9つの管区（Phak）毎に管区控訴裁判所が新設された<sup>1</sup>。後述するように、2015年に特別専門事件控訴裁判所が設置された。現在では11の控訴裁判所で構成される。

第一審裁判所としては、各県に県裁判所と都市部に簡易裁判所（Kweang Court）が置かれるほか、バンコクに、民事裁判所、南バンコク民事裁判所、トンブリー民事裁判所、刑事裁判所、南バンコク刑事裁判所、トンブリー刑事裁判所がおかれる。これらはもともと民事裁判所と刑事裁判所が設置されたが、事件数の増加に対応するため、増設されてきたものである。このほかに、司法裁判所に属する特別専門裁判所として、少年家族裁判所、労働裁判所、租税裁判所、知的財産国際取引裁判所（Intellectual Property and International Trade Court: IPITC）、破産裁判所の5つの種類が存在する。これらは個別の設置法によって設置され、すべて第一審裁判所として位置づけられる。また、第一審裁判所は支部（sakha）を設置することができる。

次に司法行政についてみると、歴史的な経緯から、司法裁判所が司法省に属し、司法省が事務局機能を提供していた時期が続いた。1997年憲法は行政裁判所の導入にあわせて、司法裁判所と司法省を切り離すこととし、新たに司法裁判所事務局が創設された。

憲法上、司法の独立を確保するため、憲法上、司法裁判所司法委員会が設置され、裁判官の任命等について同委員会の承認を要する。また、司法裁判所運営法にもとづき、司法裁判所運営委員会があり、裁判所の設置や裁判官の数などを決定するなどの役割を果たす。

## 2. 司法統計からの検討

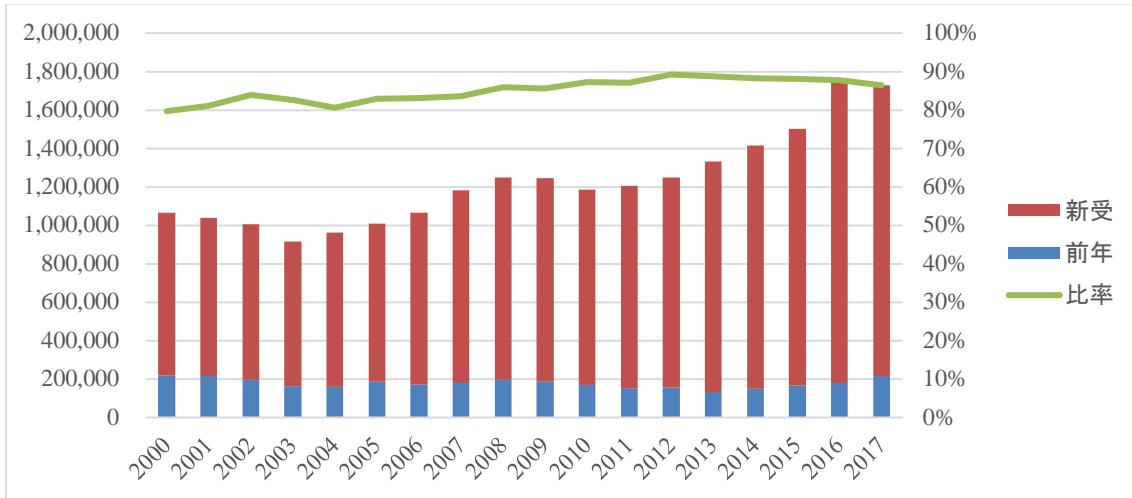
### 第一審裁判所

図1は、第一審裁判所（全国）の総事件数（民事・刑事）の推移を示したものである。第一審裁判所における新規受理事件数は、減少した時期があるものの、増加傾向にあり、とくに2016年の増加率が高い。前年度から係属中の事件とその年の新規受理事件数の合計（総事件数）に対するその年に処理した事件数の比率は、おおむね8割を超えていて、全体としてみるとタイの第一審裁判所のパフォーマンスが高いことが示唆される。

---

<sup>1</sup> 設立当初はすべての管区控訴裁判所が暫定的にバンコクに置かれたが、段階的に各地方に移された。

図1 タイの第一審裁判所（全国）の事件数の推移

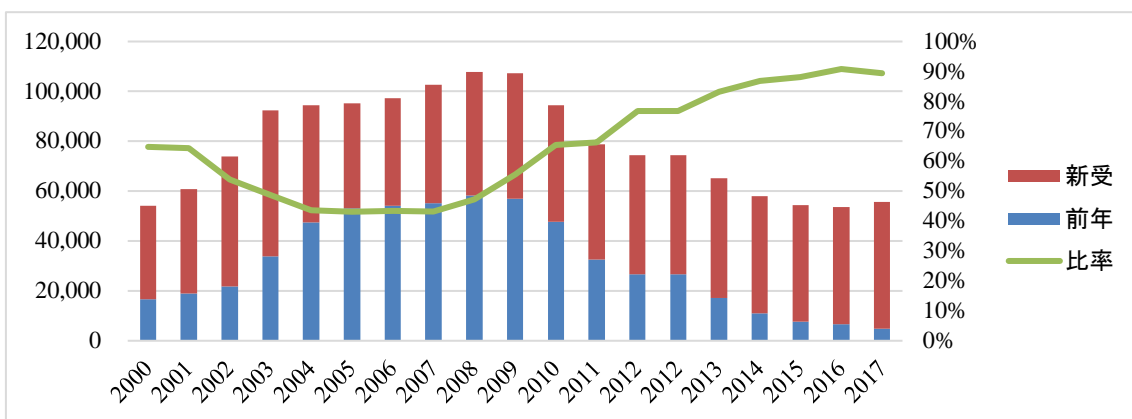


(出所) タイ司法裁判所統計より筆者作成。

### 控訴裁判所

図2は、タイの控訴裁判所（全国）の事件数の推移を示したものである。処理された事件数の比率が2002年以降に急激に低下し、一時は5割を切る事態が生じていた。しかしながら、2008年頃から処理比率の改善が進み、2013年以降は8割を超える高い比率を示している。それに伴い、バックログの減少が進んだ。

図2 タイ控訴裁判所（全国）の事件数の推移



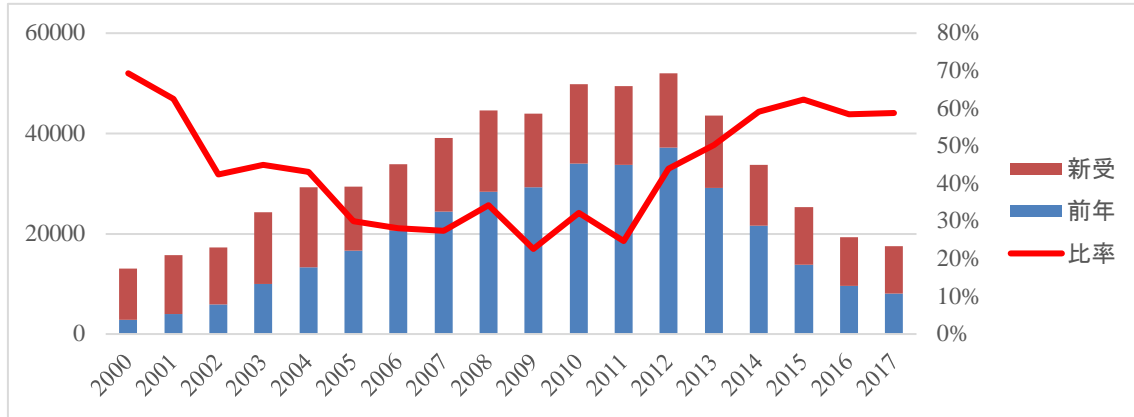
(出所) タイ司法裁判所統計より筆者作成。

### 最高裁判所

最後に、図3はタイ最高裁判所における事件数の推移を示したものである。最高裁判所においても事件処理の比率の低下が2000年代に入って進み、3割を切る年もあった。しかし

ながら、2012 年以降、事件処理の比率が急激に改善し、バックログの低下も顕著である。

図 3 タイ最高裁判所の事件数の推移



(出所) タイ司法裁判所統計より筆者作成。

以上のように、2000 年以降の司法統計の検討から、タイの司法裁判所のパフォーマンスが大きく変化してきたことが確認できる。こうした変化がどのような要因によって生じたのかを探ることが、タイ司法制度研究の一つの課題となるだろう。それはタイ司法の特徴を明らかにするだけでなく、より実効的な司法制度を構築する上での基盤を提供することになるだろう。

ここではいくつかの着眼点を示すにとどめたい。第 1 に、裁判所や裁判官の数量を増加させれば、事件処理の能力は向上するだろう。第 2 に、そうした量的変化は制度改革と組み合わせることで進行することが多いと考えられる。少額事件手続など簡便な訴訟手続など裁判手続そのものの改革が模索されるほか、裁判外の調停手続の整備も結果として裁判所の負担を軽減し、そのパフォーマンスを高める効果があると考えられる。この点は、タイの司法制度改革のための取り組みにおいても顕著である。たとえば、控訴裁判所は、従来はバンコクに一つしかなかったが、1991 年以降、地方に 9 つの管区控訴裁判所が増設されたほか、2015 年には特別専門事件控訴裁判所が新設された。また、少年家族裁判所の地方への展開は 2000 年代以降、急速に進み、現在では全国すべての県に県少年家族裁判所が設置されている。第 3 に、効率性のみが司法に求められる目標・課題ではなく、国民の権利の擁護・実現、当事者の満足度の高い解決などさまざまな要請に応えることが司法に求められている。

## 第 2 節 特別専門裁判所をめぐる諸改革

タイの司法裁判所のひとつの特色は、特定の事件に特化した特別専門裁判所の活用であ

る（今泉 2002）。上述のように、現在、少年家族裁判所、労働裁判所、租税裁判所、国際取引知的財産裁判所、破産裁判所の 5 種類が存在する。

その特徴は、第 1 に、租税裁判所、国際取引知的財産裁判所、破産裁判所は、法律上は地方での設置も予定されているが、現段階ではバンコクにそれぞれ中央租税裁判所、中央国際取引知的財産裁判所、中央租税裁判所を設置するにとどまる。少年家族裁判所と労働裁判所は、地方展開が進んでいる。少年家族裁判所は、県裁判所のなかに少年家族事件部の設置が進められたが、その後、それを県少年家族裁判所への格上げが行われ、現在ではすべての県で県少年家族裁判所の設置が進んだ。他方、労働裁判所は管区毎の管区労働裁判所の設置が行われるようになった。中央少年家族裁判所、中央労働裁判所も第一審裁判所である一方、他の司法行政上の役割を与えられている。

第 2 に、専門特別裁判所は、当該分野における裁判手続の迅速化の観点から、上訴は直接に最高裁判所に対して行われることがその特色となっていた（今泉 2002）。最高裁判所には各特別専門裁判所からの上訴事件を取り扱うためそれぞれの特別専門裁判所に対応した裁判部が設けられている。しかしながら、事件数の増加に伴い、最高裁判所の負担減の観点から、新たに 2015 年に「特別専門事件控訴裁判所」が設置され、すべての特別専門裁判所の判決または命令に対する上訴は、特別専門事件控訴裁判所に対して行われるようになった。

特別専門裁判所のもう一つの重要な特色は、職業裁判官のほかに、外部専門家として補助裁判官が置かれていることである。補助裁判官が置かれているのは、少年家族裁判所、労働裁判所、知的財産国際取引裁判所の 3 つである。補助裁判官の英訳は、*associate judge*; *lay judge* などの訳語が用いられる。タイ語の *somthop* には、補足、補うなどの意味があるのでここでは補助裁判官と訳す。以下、各裁判所の概要や近年の改革が見てみよう。

## 1. 少年家族裁判所

### (1) 概要

少年家族裁判所は、タイにおける特別専門裁判所の先駆けとなる裁判所である。1951 年に設置された児童少年裁判所を前身とし、1991 年に少年家族裁判所に改組された<sup>2</sup>。現行法は、2011 年に全面改正された「仏暦 2554 年少年家族裁判所設置および少年家族事件審理手続法」（最終改正 2016 年）である。この法律は少年司法に関する基本法となっていて、他の設置法と比べて条文数が圧倒的に多い。

### (2) 権限

少年家族裁判所は、次に掲げる事件を審理および裁判を行い、かつ命令を下す権限を有す

---

<sup>2</sup> 中央児童少年裁判所は、1952 年 1 月 28 日に開設された。1951 年法では、児童は 7 歳超 14 歳以下、少年は 14 歳超 18 歳未満とされた（1951 年法第 4 条定義規定）。

る（第 10 条）。

(1) 児童または少年が犯罪を行った容疑を受ける刑事事件

(2) 通常事件を審理する権限を有する裁判所が第 97 条第 1 項に従い移送してきた刑事事件。

(3) 家族事件

(4) 福祉保護事件

(5) 法律の定めにより少年家族裁判所の権限職務とする他の事件

### (3) 裁判官

少年家族裁判所は、司法裁判所運営委員会が定める数の裁判官および補助裁判官を置く（第 15 条）。少年家族裁判所は 2 人以上の裁判官とさらに 2 人の補助裁判官がいなければならない（第 23 条）

少年家族裁判所の裁判官は、児童および少年の監督および指導に適した気質および品行を備えた司法公務員で、家族問題に知識および理解のあるものから国王によって任命される（第 16 条）。

補助裁判官は、司法裁判所司法委員会によって選出される者から国王によって任命される。少年家族裁判所の補助裁判官の資格要件・禁止事項は次の通り（第 25 条）。

(1) 満 35 歳以上であること。

(2) 子を持ち、もしくは持ったことがあり、児童を養育したことがあり、または児童、少年または家族の福祉の保護に関する仕事を 3 年以上携わったこと。

(3) 学士号またはそれと同等なもの以上の基礎知識を有することを除き、司法裁判所司法公務員規則法に定める司法裁判所公務員となるための資格要件を満たすこと、または補助裁判官となったことがあること。

(4) 少年家族裁判所の権限内の事件の審理に適した思慮深さ、態度、親切心および素行を有すること。

(5) 国の機関の公務員もしくは業務実施者、政治公務員、国会議員または弁護士でないこと。

補助裁判官は、就任前に、研修を受け、試験に通らなければならない、また、裁判所長の面前で宣誓することを要する（第 25 条第 2 項）。補助裁判官の任期は 3 年とされる（同 3 項）。

### (3) 上訴

他の 4 つの特別専門裁判所からの上訴が最高裁判所に対して行われていたのに対して、少年家族裁判所の判決および命令に対する上訴は、もともと控訴裁判所に対して行われることになっていた（第 180 条）。控訴裁判所および最高裁判所には、少年家族事件部がおかれる（182 条、184 条）。

## 2. 労働裁判所

### (1) 概要

労働裁判所は、1979年の「仏暦 2522 年労働裁判所設置および労働事件審理手続法」によって創設された。この法律は、2007 年と 2015 年に改正されている。このうち 2007 年改正は重要なもので、1990 年代に起きた司法省と司法裁判所の分離や内務省から労働省の独立といった政治・行政の大きな変化に対応するものであった。

労働裁判所は、司法裁判所に属する第一審裁判所である（第 10 条）。労働裁判所には、バンコクに設置される中央労働裁判所と地方に設置される管区労働裁判所がある。管区労働裁判所の設置は段階的に進められてきたが、現在では各管区に 1 つの管区労働裁判所が設置されている。管区労働裁判所の所在地は、第 1 管区（サラブリー県）、第 2 管区（チョンブリー県）、第 3 管区（ナコーンラーチャシーマー）、第 4 管区（ウドーンターニー県）、第 5 管区（チェンマイ県）、第 6 管区（ナコーンサワン県）、第 7 管区（カーンチャナブリー）、第 8 管区（プーケット県）、第 9 管区（ソンクラ県）である（仏暦 2558 年労働裁判所の数、所在地、管轄区および開設日を定める勅令（第 4 号））。

法律は県労働裁判所の設置も認める（第 7 条）が、現在のところまだ存在しない。

### (2) 権限

労働裁判所の次に掲げる事件について審理および裁判を行い、ならびに命令を下す権限を有する（第 8 条（2007 年改正））。

(1) 雇用契約または雇用状況に関する合意に基づく権利または義務に関する争訟

(2) 労働保護法、労働関係法、国有企業労働関係法、求職・求職者保護法、社会保険法または報酬法上の権利または義務に関する争訟。

(3) 労働保護法、労働関係法または国有企業労働関係法に従い、裁判上の権利を行使しなければならない場合。

(4) 労働保護法に基づく係官の裁定、労働関係法に基づく労働関係委員会もしくは労働大臣の裁定、国有企業労働関係法に基づく国有企業労働関係委員会もしくは労働大臣の裁定、社会保険法による不服申立委員会の裁定または報酬法による報酬基金委員会の裁定に対する不服申立て事件。

(5) 労働紛争に関連し、または雇用契約に基づく就労に関する使用者と労働者の間の不法行為のみに起因する事件。これは、雇用上の就労に起因する労働者と労働者との間の不法行為を含む。



(6)労働関係法、国有企業労働関係法または求職・求職者保護法に従い、労働大臣が労働裁判所に決定を請求する労働紛争。

(7)法律の定めにより労働裁判所の権限内にある事件

第 8 条第 2 項は、労働保護法、労働関係法、国有企業労働関係法、求職・求職者保護法、社会保険法または報酬法が、係官に対する申立てを行い、または定められた手順および手続の実施を定める場合には、法律が定める手順や手続を実施して初めて、労働裁判所における手続を進めることができる（前置主義）。

労働裁判所が権限を有するかどうかの裁定は、中央労働裁判所長の裁定による（第 9 条）。

### （3）裁判官

法律は、労働裁判所は、司法裁判所運営委員会が定める数の（職業）裁判官および補助裁判官で構成する（第 11 条）。使用者側および労働者側の補助裁判官は同数でなければならない（同条）。労働裁判所の（職業）裁判官は、司法公務員（つまり職業裁判官）で労働問題に知識および理解のある者のなかから国王によって任命される（第 12 条）。

労働裁判所は補助裁判官を採用する点は、少年家族裁判所と同じであるが、使用者団体、労働組合の双方から 1 名ずつの補助裁判官が選出されるところに特色がある。使用者側、労働者側が準備する候補者名簿のなかから、司法裁判所法官委員会が選出し、国王によって任命される（14 条）。補助裁判官の任期は従来の 2 年から 2007 年の改正で 3 年に延長された（再任可能）（国王任命のため、他の裁判所と同様に、補助裁判官は社会的地位が高いものとして受けとめられている。しかしながら、補助裁判官に任命された者が実は過去に犯罪歴があることが事後に明らかになる事件があり、選出方法のあり方が課題になった（今泉 2002: 121）。2007 年改正では、補助裁判官制度の改善が進められた。

第 1 に、補助裁判官の選出手続が明確にされ、そのなかで労働省によるスクリーニングが強化されたことである。使用者側は使用者協会と国有企業によって、労働者側は労働組合連合会によって候補者名簿が作成され、労働省福祉・労働保護局長（またはその委任した者）に提出され、資格要件が満たされているかどうか審査される。同局長が使用者協会・国有企業側、労働連合側の代表者の選挙を実施し、司法裁判所運営委員会が定める数の 2 倍以下の候補者が選ばれる。

第 2 に、補助裁判官に求められる資格要件・禁止事項が強化された（2007 年改正で追加された第 14/1 条）。改正前の 8 項目から 16 項目に増えたほか、既存の項目についても条件が厳しくされた。年齢も改正前の成人から 30 歳に引き上げられた。

第 3 に、補助裁判官が就任前に研修を受けなければならないこと、就任にあたっては労働裁判所長の面前で就任宣誓を行うべきことなどが明記された（第 14/2 条）。

表 1 労働裁判所の補助裁判官の資格要件・禁止事項 (14/1 条)

- (1) タイ国籍を有すること (※)。
- (2) 30 歳以上 (名簿提出日)。改正前は「成人」
- (3) 当該労働裁判所の管轄区に 1 年以上、住所を有し、または就労していること。
- (4) 高卒以上の学歴 (労働裁判所補助裁判官の経験がある場合を除く)。
- (5) 使用者協会・国有企業が提案者の場合、同協会が当該労働裁判所の管轄区内に事務所を登録し、候補者が 1 年以上同協会の役員であるか、または、国有企業の 2 年以上管理職にあること。事業所使用者の代表者会議が提案者となる場合、労働裁判所の管轄区内に所在する事業所の所有者であるか、雇用等において使用者に代わって雇用等の権限・職務を有する従業員でなければならない。
- (6) 労働組合連合会が提出者の場合、当該労働裁判所の管轄区内に事務所を登録する労働組合連合会の役員であること (2 年以上)。事業所の労働者代表会議が提出者となる場合、当該管轄区内の事業所の労働者でなければならない。
- (7) 労働省または労働に関係する委員会もしくは組織が提出者となる場合、候補者は(5)または(6)を満たす者でなければならない。
- (8) 国王を元首とする民主制統治を信奉すること (※)。
- (9) 破産者、禁治産者、準禁治産者、補助裁判官としての適切でない精神の精神薄弱者ではなく、司法裁判所運営委員会が規則で定める疾病ではないこと。
- (10) 懲役刑を宣告する終局判決によって懲役刑を受けたことがないこと。過失によって犯した罪または軽犯罪の処罰の場合を除く。
- (11) 労働保護法、労働関係法、国有企業労働関係法、求職・求職者保護法、社会保険法、報酬法の違反行為を行ったにつき終局判決を受けたことがないこと。ただし、刑の終了から 2 年以上経過し、または裁判所が定めた執行猶予の期間が満了した場合を除く。
- (12) マネーロンダリング防止摘発法に従い、財産を没収する裁判所の終局的命令を受け、かつ裁判所が財産の返還を命じていない者ではないこと。
- (13) 政治公務員、政党運営に責任を負う役員または役職に在職する者、政党顧問もしくは政党職員、下院議員、上院議員、バンコク都議会議員、地方議員、公選であるか任命であるかを問わずの地方自治体の長または弁護士ではないこと。
- (14) 公務、国の機関、国有企業または国の他の機関から解雇、免職または罷免されたことがないこと。
- (15) 素行が悪く、または善良な風俗について欠陥のある者でないこと (要検討)。
- (16) 第 15 条(6)の規定により補助裁判官職を離職したことがないこと。

(出所) 労働裁判所設置法第 14/1 条より抜粋。

(4) 上訴

1979 年法は、労働裁判所の判決または命令に対する上訴は、最高裁判所に対して行うとされていたが、特別専門事件控訴裁判所が新設されたことから、同裁判所に対して行われることとなった (2015 年改正)。

3. 租税裁判所

租税裁判所は、1979 年の「仏暦 2528 年租税裁判所設置および租税事件審理手続法」(以下、租税裁判所設置法。2015 年改正)によって創設され、司法裁判所に属する第一審裁判所である (第 12 条)。バンコクに中央租税裁判所が置かれている (第 5 条)。法律には県租税裁判所の設置の規定があるが実現していない (第 6 条)。

租税裁判所が権限を有する事件としては、租税に関する法律にもとづく係官または委員会の裁定の不服申立事件、租税債務について国の請求権に関する争訟、租税返還請求に関する争訟などがある。(第 7 条)。

4. 知的財産・国際取引裁判所

(1) 概要

知的財産・国際取引裁判所 (International Trade and Intellectual Property Court: IPITC) は、1996 年の「仏暦 2539 年知的財産・国際取引裁判所設置および知的財産・国際取引事件審理手続法」(以下、IPITC 設置法)によって設置された。同法は、2015 年に改正されている。IPITC は、司法裁判所に属する第一審裁判所である。現在はバンコクに中央知的財産国際取引裁判所 (CIPITC) のみが設置されている。法律は、地方に管区知的財産国際取引裁判所の設置を予定しているが、まだ設置されていない。

(2) 権限

IPITC 設置法第 7 条は、IPITC が審理および裁判を行う権限を有する事件としては、商標、著作権および特許権に関する刑事事件、刑法典第 271 条乃至第 275 条に定める犯罪に関する刑事事件、商標、著作権、特許権に関する民事事件ならびに技術移転契約もしくは権利実施許諾契約に係る争訟、刑法典第 271 条乃至第 275 条に定める犯罪の実行行為に関連する民事訴訟、国際的な商品もしくは金融証券の売買、交換、または国際的役務提供、国際的輸送、保険および関連する他の法律行為に関する民事事件、レター・オブ・クレジット、内国もしくは外国送金、トラスト・レシートならびにかかる業務に関する保険に関する民事事件、船

舶差押えに関する民事事件、これら争訟の解決のための仲裁に関する民事事件がある。

### (3) 裁判官

IPITC は、職業裁判官と補助裁判官で構成され、その数は司法裁判所運営委員会布告によって定められる。2015 年改正によって、補助裁判官の資格要件・禁止事項が整備された。

表 2 知的財産・国際取引裁判所の補助裁判官の資格要件・禁止事項

<p>(1) タイ国籍を有すること。</p> <p>(2) 満 30 歳以上であること。</p> <p>(3) 司法裁判所裁判官委員会規則で定めるルールおよび手続に従い、知的財産・国際取引裁判所の目的および裁判官の職務についての研修を受けたこと。</p> <p>(4) 知的財産または国際取引分野の知識・専門性を有すること。</p> <p>(5) 素行が悪い者または良俗に反する者でないこと。</p> <p>(6) 債務超過者でないこと。</p> <p>(7) 懲役刑を宣告する終局判決によって懲役刑を受けたことがないこと。過失によって犯した罪または軽犯罪について処罰である場合を除く。</p> <p>(8) 禁治産者、準禁治産者、補助裁判官としての適切でない精神の精神薄弱者ではなく、司法裁判所司法委員会が規則で定める疾病ではないこと。</p> <p>(9) 政治公務員、政党役員または政党の職員、国会議員、バンコク都知事もしくは都議会議員、地方自治体の長または地方議員、検察公務員または弁護士ではないこと。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(出所) IPITC 設置法第 15 条 (2015 年改正) より抜粋

## 5. 破産裁判所

### (1) 概要

破産裁判所の根拠法は、1999 年制定の「仏暦 2542 年破産裁判所設置および破産事件審理手続法」(以下、破産裁判所設置法)である。この法律は、2004 年、2005 年、2015 年に改正された。破産裁判所の設置は、1997 年のアジア経済危機後の制度改革の一環として進められたが、破産裁判所の構想自体は経済危機より前に議論があった。

破産裁判所は、司法裁判所に属する第一審裁判所とされる(第 11 条)。破産裁判所には補助裁判官は置かれていない。法律は、地方の管区破産裁判所の設置を認める(第 6 条)が、現在はまだ設置されていない。

破産裁判所は、破産事件の審理および裁判を行う権限を有する(第 7 条)。

## (2) 裁判官

破産裁判所を事例に、特別専門裁判所における手続上の問題と人材育成の課題についてふれておこう。

中央破産裁判所のように、バンコクにしか存在しない場合において、地方で破産事件が提起された場合にどのように対処するかが課題となる<sup>3</sup>。FAXでの申立てなどの書面の提出を認めるなどの便宜の提供は新設当初から行われていた。しかしながら、当時行われていた破産裁判所の裁判官が地方に出向いて審理・裁判を行うことは現在は行っていないようである<sup>4</sup>。現在では申立人は地方の県裁判所などに対して申立てを行うことができる。ただし、この場合は地方の裁判所は申立てを中央破産裁判所に伝達するにすぎず、受理などの行為を行うのは中央破産裁判所の裁判官である。また、テレビ会議システムを使った審理がすでに導入されている。地方の裁判所がそうした会場を提供する。ただし、裁判所職員は同席しても、そこには当該裁判所の裁判官は関与せず、あくまでも中央破産裁判所の裁判官が担当しているようだ<sup>5</sup>。

もう一つの課題は人材育成である。特定の種類の事件に習熟した裁判官の存在が、特別専門裁判所の成功の一つの条件だからである。そのため、裁判官の通常のローテーションとは違う裁判官の配置が模索されている。当該分野に知見のある裁判官が選ぶ仕組み作りとして、裁判所長に裁判官の人選で裁量が認められるようになったという。たとえば、司法省執行局で破産事件の管財人（タイではイギリス法の影響を受けて、司法省職員が担当）を経験した者などが考えられる。また、裁判官がたとえば破産裁判所に長期に勤務することは習熟に有利と考えられる。この点に関して、同一裁判所への勤務はこれまでは最長7年というルールがあったが、最近になってそのルールが撤廃されたという。たとえば、破産裁判所における長期勤務を通じて破産事件に習熟した裁判官が、ローテーションによる他の裁判所での勤務を交えながら、ゆくゆくは特別専門事件控訴裁判所や最高裁の破産事件部に配属されるといったエコシステムの形成が模索されているようである<sup>6</sup>。これがどこまで定着するのかは注意深く観察することが必要であろう。

## (3) 上訴

破産裁判所の判決および命令に対する上訴は、最高裁判所に対して行うこととされていたが、特別専門事件控訴裁判所の新設に伴い、同控訴裁判所に対して行われるように改正された（2007年改正）。

<sup>3</sup> 破産の申立人となることが多い金融機関がバンコクに集中しているため、破産裁判所がバンコク以外に展開するニーズがまだ少ないようである。

<sup>4</sup> 2019年2月25日の筆者による中央破産裁判所におけるヒアリング。

<sup>5</sup> 同上。

<sup>6</sup> 同上。

## 6. 特別専門事件控訴裁判所

特別専門事件控訴裁判所の根拠法は、2015年の「仏暦2538年特別専門事件控訴裁判所設置法」である。同裁判所には、破産、少年家族、知的財産国際取引、租税、労働の5つの裁判部が設けられる（第5条第2項）

特筆すべき点としては次のものがある。

第1に、ある事件が特別専門裁判所の権限内にあるかどうかについて問題が生じた場合に、その決定権が、特別専門事件控訴裁判所長に与えられることが明確にされたことである。従来は、最高裁長官の決定に委ねるものが多かった（租税裁判所）。ただし、各専門裁判所の設置法によって取扱いが統一されず、労働裁判所設置法は労働裁判所長の権限としていた（改正前の9条）。2015年に行われた各裁判所の設置法の改正でもこれに合わせて2015年に改正されている。たとえば、労働裁判所設置法第9条は、次のように定めている。

「第9条 労働裁判所が業務を開始した地域においては、当該地域内の他の第一審裁判所は、労働裁判所の権限内の事件を受理し、審理および裁判を行うことを禁止する。

ある事件が労働裁判所の権限内にあるかどうか問題が生じた場合には、当該問題が労働裁判所で生じたか他の司法裁判所で生じたかを問わず、当該裁判所は事件の審理および裁判を一時的に停止し、当該問題を裁定者たる特別専門事件控訴裁判所長に提出する。特別専門事件控訴裁判所長の裁定は終局的とする。かかる場合において、特別専門事件控訴裁判所長の裁定によれば、事件の審理および裁判を行う権限裁判所を変更しなければならないときは、従前の裁判所は当該裁判所に事件を移送する。従前の裁判所において判決前にすでに進められた審理手続は失われぬものとみなす。ただし、正義の利益のため、移送を受けた裁判所が別段の命令を下す場合を除く。」

同様の改正は、他の特別専門裁判所の設置法においても行われた<sup>7</sup>。改正前は、最高裁長官の裁定によるもの（租税裁判所、IPITC）と当該特別専門裁判所の長が決定するもの（労働裁判所）が混在していた。

各特別専門裁判所における職業裁判官（および補助裁判官）の数は、「司法裁判所運営委員会」の布告によって定めることとした<sup>8</sup>。

---

<sup>7</sup> 少年家族裁判所設置法第11条、IPITC設置法第9条

<sup>8</sup> IPITC設置法第12条。

## まとめ

本稿では、司法裁判所に属する専門特別裁判所を軸に近年の司法改革の動きを概観した。第1に、特定の事件の処理に特化した特別専門裁判所の活用は、タイの司法裁判所においてより顕著な特徴となっている。ただし、従来の「売り」であった最高裁判所への上訴による迅速な処理という方式が放棄された背景には、最高裁の負担増が顕在化し、維持することが難しくなったことがあるのではないかと思われる。もっとも数が多い少年家族事件における上訴は控訴裁判所に対して行われており、その他の専門特別裁判所から直接に最高裁判所にあげられる上訴事件は相対的に少ないので、他の要因とあわせて考慮することが必要だろう。「特別専門事件控訴裁判所」の新設に伴い、最高裁の負担軽減策であると同時に、最高裁の機能変化をもたらす可能性も検討が必要である。

第2に、特別専門裁判所における「補助裁判官」の活用は適切な事件処理を推進するための手段として依然として重要な位置を占めている。各裁判所において補助裁判官の資格要件などの厳格化や選定手続の明確化などが進んでいる。

最後に、本稿では検討できなかったが、裁判所における裁判外の調停手続の拡充は司法裁判所における新たなトレンドとなっている。各裁判所においては裁判官ではない調停人のリストが常備されるようになっており、いくつかの裁判所においては調停手続が義務的なものへと変化している。今後は、調停手続のインパクトについて検証することが必要だろう。

## 参考文献

今泉慎也 2002. 「タイの裁判制度改革の現状と課題」(小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の司法改革』アジア経済研究所、91-128 ページ。